

永明小学校永明中学校太陽光発電設備等導入業務（PPA）プロポーザル審査要領

1 目的

令和6年度に供用を開始する永明小学校永明中学校において、「永明小学校永明中学校太陽光発電設備等導入業務（PPA）」を実施するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、本要領を定める。

2 審査会の設置

茅野市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、「永明小学校永明中学校太陽光発電設備等導入業務（PPA）プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。審査会の所掌事項は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第6条による。審査会の議事は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第7条による。

3 審査会の構成

委員は次に掲げる者とし、会長はこども部長が、副会長は学校教育課長があたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

No	役職	職名	No	役職	職名
1	会長	こども部長	5	委員	都市計画課 公共施設エネルギー担当
2	副会長	学校教育課長	6	委員	財政課 施設管理担当
3	委員	ゼロカーボン推進室長	7	委員	行政アドバイザー (環境分野)
4	委員	ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進係長			

※委員が欠席の場合、会長の了承を得て、委員を変更することができる。

4 審査方法

- (1) 審査対象 企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング
- (2) 審査基準 【評価基準】のとおり
- (3) 採点方法 プレゼンテーション及びヒアリング終了後、速やかに審査会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とする。
- (4) 提案者の特定 「審査会評価点」の合計が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適仕様の提案者として特定する。得点が同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、「審査会評価点」の合計が60点以上の場合には最適仕様の提案者として特定する。

【評価基準】

評価項目		評価の視点	配点
1 技術提案に関する事項	導入設備の内容	・技術提案、設備容量等の具体性	10
	二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減シミュレーションの妥当性	10
	災害等非常時利用の内容	・実用性の高い提案がされているか	10
2 実施体制	工事遂行能力	・実施体制、スケジュール等が可能なものか	10
	業務遂行能力	・メンテナンス計画、維持管理等の実施体制	10
	業務実施中のリスク対応	・業務実施中に発生するリスクについて、対応出来る提案か	10
	長期契約における業務継続性の補償	・長期間の業務継続が確実な提案か	10
3 電気料金（単価）		・電気料金がどの程度低減されているか	20
4 独自提案（地域貢献等）		・独自といえる提案はあるか	10
計			100